

建設業許可証明書の申請要領等について

国土交通大臣許可業者のうち、九州地方整備局管内の建設業者の方については、以下のとおり建設業許可証明書を発行しております。令和2年4月1日より、以下の【1】の場合に限り、原則1部の発行いたします。なお、証明書は手続の関係上、即日発行は行っておりませんのでご了承下さい。許可証明は行政サービスの一環として行っているものであり、不適切な発行要求についてはお断りする場合があります。

【1】建設業許可証明書を発行できる場合

① 現在、更新許可を申請中であり、当該申請に対する処分がなされていない場合

(ただし、許可有効期限内の場合は原則対象外)

※請求は、一の更新申請につき、1回限り。

② 建設業者・宅建業者等記号情報検索システムによる確認ができない事項又は、災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合

※建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>

若しくは、検索サイトで「建設業者 検索」等と入力

【2】申請方法 原則郵送

【3】申請書類

① 許可証明願（1部 A4判）

下記の例を参考に、申請年月日、申請者、理由等を記入のうえご提出下さい。

② 許可通知書の写し（2部）

現在有効の許可通知書1通につき、写しを2部ご提出下さい。2部のうち1部は当方の控えとさせていただきます。現在の代表者が許可通知書と異なる場合は、通知書の写しの代表者名の前に（旧）と書き込み、その下に現在の代表者名を頭に（新）と付したうえでご提出下さい。

※上記有効の許可通知書は業種追加・般特新規をした場合も含みます。

③ 返信用封筒（切手を貼り、宛先を記入したもの）

④ （更新申請中の場合）建設業許可申請書（様式第1号）の写し（1部）

受付印が押印されている箇所を含めてご提出下さい。

⑤ （代表者、商号又は名称、廃業など許可内容に変更があった場合）

変更届の写し（1部）

受付印が押印されている箇所を含めてご提出下さい。代表者、商号又は名称の変更の変更の場合は通知書の写しの代表者名、商号又は名称の前に（旧）と書き込み、その下に現在の代表者、照合又は名称を頭に（新）と付したうえでご提出下さい。

送付先

〒812-8569

福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第2合同庁舎別館3階

国土交通省 九州地方整備局

建政部 計画・建設産業課 建設業係 あて

(例)

令和 年 月 日

国土交通省九州地方整備局
建政部 建設産業課長 あて

申請者 住 所
商号または名称
代表者役職 氏 名

建 設 業 許 可 証 明 願

〇〇〇のため、当社が許可を有していることを証明願います。